

# 大阪広域環境施設組合職員定数条例

平成26年11月25日条例第4号

最終改正：令和3年2月19日

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、大阪広域環境施設組合の常勤の職員で一般職に属するもの（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の補助機関たる職員は、486人とする。
- (2) 監査委員の事務を補助する職員は5人とし、そのうち書記を1人とする。
- (3) 公平委員会の事務を補助する職員は3人とする。
- (4) 組合議会の事務を補助する職員は5人とし、そのうち書記長を1人、書記を1人とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員は、これを定数外とする。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により職員の融通を行う場合においては、第1項第2号から第4号までに掲げる職員の定数を加えたものをもって同項第1号に掲げる職員の定数とすることができる。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項第1号に掲げる職員の定数の事務局内の配分は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月20日条例第49号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 2 月27日条例第 1 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月28日条例第 1 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月22日条例第 2 号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月23日条例第 1 号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月20日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月19日条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。